

大和市告示第77号

大和市エンジョイスポーツ事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

大和市長 古谷田 力

大和市エンジョイスポーツ事業実施要綱

大和市放課後児童エンジョイスポーツ事業実施要綱（令和7年大和市告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもたちのスポーツへの関心を高めるとともに、体力及び運動能力の向上並びに心身の健康の増進を図るため、市内の子どもを対象に実施する放課後児童のエンジョイスポーツ、スポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツ及びみるエンジョイスポーツ（以下「エンジョイスポーツ」と総称する。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童のエンジョイスポーツ 市立小学校においてスポーツ及び運動の機会を提供する事業をいう。
- (2) スポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツ 市内のスポーツ施設等においてスポーツ及び運動の機会を提供する事業をいう。
- (3) みるエンジョイスポーツ 市内のスポーツ施設等においてスポーツを観戦し、及び指導を受ける機会を提供する事業をいう。

（対象者）

第3条 エンジョイスポーツの対象者は、原則として、市内に在住し、又は在学する小学校1年生から中学校3年生（放課後児童のエンジョイスポーツにあつては、小学校6年生）までの子どもとする。

（参加申込）

第4条 エンジョイスポーツへの参加を希望する対象者は、事前に参加の申込みを行わなければならないものとする。

（指導者等）

第5条 エンジョイスポーツにおいて活動の指導を行う者（以下「指導者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 放課後児童のエンジョイスポーツ及びスポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツ スポーツに関する活動を行う団体若しくは法人（以下「スポーツ団体等」という。）であつて、次条第2項の規定による団体登録を受けたものから派遣された者

(2) みるエンジョイスポーツ 当該事業の指導を行う能力を有すると市長が認めるスポーツ団体等

2 指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会が発行したスポーツ指導者のための倫理ガイドライン（以下「倫理ガイドライン」という。）に基づき、適正な指導を行わなければならない。

3 指導者は、エンジョイスポーツの実施日の天候、参加者の年齢、活動内容等を踏まえ、参加者の体調を考慮して活動を行わなければならないものとする。

4 市長は、エンジョイスポーツへの指導者の派遣又は指導を依頼するスポーツ団体等に対し、当該エンジョイスポーツの実施前に当該依頼を行うものとする。

（団体登録）

第6条 放課後児童のエンジョイスポーツ及びスポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツに指導者を派遣しようとするスポーツ団体等は、大和市エンジョイスポーツ団体登録申請書（次条において「登録申請書」という。）に当該スポーツ団体等の概要及び規約等が分かる書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、大和市エンジョイスポーツ団体登録承認（不承認）通知書により、当該申請をしたスポーツ団体等に通知するものとする。この場合において、承認したときは、当該申請をしたスポーツ団体等を放課後児童のエンジョイスポーツ及びスポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツの実施団体として登録するものとする。

（団体登録の変更）

第7条 前条第2項の規定による登録（以下「団体登録」という。）を受けたスポーツ団体等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長へ届け出なければならない。

(1) 登録申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）があつたとき

(2) スポーツ団体等の活動を停止し、又は中止したとき

(3) 団体登録を辞退するとき

（団体登録の取消し）

第8条 市長は、団体登録を受けたスポーツ団体等から前条第2号若しくは第3号に該当した旨の届出があつたとき、又はスポーツ団体等が次のいずれかの事項に該当したときは、当該スポーツ団体等の団体登録を取り消すものとする。

(1) 当該スポーツ団体等から派遣された指導者に、倫理ガイドラインに照らして明らかに不適切な言動がみられたとき

(2) エンジョイスportsにおいて政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行ったとき

(3) その他登録団体として市長が不相当であると判断したとき

(派遣費用)

第9条 市長は、指導者を派遣したスポーツ団体等に対して、予算の範囲内において指導者の派遣に要した費用を支給することができる。

(事故等への対応)

第10条 指導者は、エンジョイスportsにおいて事故等が発生した場合は、直ちにその事情をスポーツ主管課に報告しなければならない。この場合において、指導者は、スポーツ主管課から文書による報告を求められたときは、文書をもって事故等の事情を報告しなければならない。

(活動報告)

第11条 放課後児童のエンジョイスportsを実施した指導者は、実施後10日以内に大和市エンジョイスports活動実施報告書を市長に提出しなければならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市放課後児童エンジョイスports事業実施要綱第6条第2項の規定によりされている団体登録は、この要綱第6条第2項による団体登録とみなす。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市エンジョイスports団体登録申請書	第6条及び第7条
第2号様式	大和市エンジョイスports団体登録承認（不承認）通知書	第6条
第3号様式	大和市エンジョイスports活動実施報告書	第11条